

令和元年 第9回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木) 午前9時00分～午前10時07分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(36人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 令和元年白石町農用地利用集積計画(9号)の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(6) 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について

報告事項 (1)合意解約の報告
(2)形状変更届出について

業務連絡事項 (1)第10回農業委員会総会の日時及び場所
(2)農地パトロールについて
(3)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原 雅紀	課長補佐兼農地農政係長	香月 康彦
農地農政係長	吉原 浩	農地農政係	渕上 悦子

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年 9 月第 9 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 9 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、28 番光武直広委員から遅れる旨の連絡がっております。ただ今の出席委員は 36 名中 35 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、14 番池上勝文委員、17 番吉岡保則委員を指名いたします。
これより議事に入ります。

= 議案番号第 150 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 150 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 150 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字堤字堤〇〇番、田 2,571 m²です。

譲渡人は、三重県津市片田新町〇〇番地、三重県の〇〇さんです。譲受人は、東京都新宿区四谷坂町〇〇番、東京都の〇〇さんです。

耕作面積は、田 6,074 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、そのほとんどの農地を作業委託で管理し、これまで同様に適正な利用が認められます。地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、住民票は東京に置かれていますが、年の半分は本町内で生活されており、現在の経営面積は 35 a です。今回の申請農地については、譲受人の要望により申請をなされております。譲受人は、取得する農地のうち、一部を畑作などで利用し、所有する家屋の宿泊者に観光農園としての活用を考えられています。また、その他の農地については作業委託により周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 150 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 150 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 151 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 151 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 151 号。

申請農地の表示。大字福富下分字一ノ間〇〇番、田 6.24 m²、同じく〇〇番、畑 21 m²、計 27.24 m²です。

申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場、家庭菜園となっております。

転用の事由としまして、平成 22 年頃に住宅を新築した際に造成し、駐車場、家庭菜園として利用していたというものです。これについては始末書の提出があります。

事業または施設の概要は、一般住宅 93.0 m²、物置小屋 36.0 m²、駐車場 30.0 m²、家庭菜園 10.0 m²、通路・その他 101.61 m²です。宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が田、南側が宅地・田、北側も宅地・田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）です。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 2 ページから 3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、駐車場、家庭菜園を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 151 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 151 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 152 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 152 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。
議案番号第 152 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字東郷字一本杉〇〇番、畑 235 m²です。

貸付人は、白石町大字東郷〇〇番地、西郷の〇〇さん。借受人は白石町大字福吉〇〇番地、網代の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅となっております。

転用の事由は、平成 10 年頃から農具舎として利用していた。これについては、始末書の提出があつています。借受人は、現在、借家住まいをしているが、子供が成長し手狭になったため申請地を借り受け、一般住宅を建設したいというものです。

事業または施設の概要は、一般住宅（1 棟）102.684 m²、家庭菜園 35.472 m²、通路・その他 96.844 m²です。

位置及び影響等は、東側が田・畑、西側が宅地、南側が道路、北側は宅地・田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請につい

ては、申請地に一般住宅の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で農地以外のものとして利用されていたことについては十分指導をしております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 152 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 152 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 153 号＝

議長 続きまして、議案番号第 153 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 153 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字馬洗字上黒木〇〇番、畑 883 m²です。

譲渡人は、白石町大字馬洗〇〇番地、宮田の〇〇さん。譲受人は白石町大字馬洗〇〇番地、宮田の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場となっております。

転用の事由は、駐車場が不足しているため駐車場として利用したいとのことです。

事業または施設の概要は、駐車場（50 台）883.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が墓地、南側が墓地、北側は宅地です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、当初より農振除外がなされています。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連単している農地です。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として8月29日に事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は譲受人が住職を務める寺院における駐車場不足を解消するためのものです。申請地は宅地と墓地に隣接する耕作不便な狭小農地であり、また、地元区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第153号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第153号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第154号 =

議長 続きまして、議案番号第154号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第154号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字福富字北廿治〇〇番、田246㎡、同じく〇〇番、田123㎡、計369㎡です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さん、借受人は、白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さんです。

転用目的は、農家分家住宅、休憩所、冷蔵庫置場です。

転用の事由は、平成15年頃から苗床、駐車場、休憩所、冷蔵庫置場として利用していた。このことについては、始末書の提出があります。また、子供が成長し手狭になることから農家分家住宅を建築したいというものです。

事業または施設の概要は、農家分家住宅（1棟）246.00 m²、休憩所 87.00 m²、冷蔵庫置場 36.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が道路・田、北側は田・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 6 月 30 日に一般により決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、貸付人が代表を務める法人の冷蔵庫置場及び休憩所として、また子の農家分家住宅建設を目的とするものです。申請地周辺の農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導をしております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 154 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 155 号 =

議長 続きまして、議案番号第 155 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 155 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字福富下分字弁財〇〇番、田 1,183 m²、同じく〇〇番、田 301 m²、計 1,484 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん、譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場、車庫です。

転用の事由は、〇〇番は、昭和 63 年頃から駐車場、車庫として利用していた。これについては始末書の提出があっています。〇〇番は、駐車場不足から、行事の際に路上駐車して周囲に迷惑をかけたか、事故が懸念されるため駐車場として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、駐車場（45 台）1,183.00 m²、駐車場（12 台）261.00 m²、車庫 40.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地・田、西側が道路・宅地・墓地、南側が道路・宅地、北側は田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般により決定公告がなされ、〇〇番は、当初から農振除外がなされています。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に駐車場、車庫の整備が行われるものです。立地場所、申請内容等から周

辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 155 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 156 号＝

議長 続きまして、議案番号第 156 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 156 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字牛屋字四本谷〇〇番、田 3,037 m²、同じく〇〇番、田 3,690 m²、同じく〇〇番、畑 52 m²、同じく〇〇番、田 2,000 m²、計 8,779 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、興亜の〇〇さん、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さん、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。譲受人は、佐賀市栄町〇番、〇〇さんです。

転用目的は、〇〇事務所、農業用資材倉庫、集荷所、駐車場です。

転用の事由は、譲受人が実施する〇〇機能強化、再編整備における〇〇の統廃合による事務所等の新設を行う。

事業または施設の概要は、〇〇支所（1 棟）1,346.96 m²、農業用資材倉庫（1 棟）430.30 m²、肥料野積み保管場所 1,026.00 m²、駐車場（157 台）1,926.25 m²、通路・その他 4,049.49 m²です。

位置及び影響等は、東側が水路・田・畑、西側が田・畑、南側が水路・田、北側は道路・畑です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般により決定公告がな

されています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14ページから15ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として8月27日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に〇〇事務所、農業用資材倉庫、集荷所、駐車場の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。申請地の農地の反当り価格はいくらでしょうか。

事務局長 10a 当たり〇〇円です。

○番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第156号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第156号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 157 号＝

議長 続きまして、議案番号第 157 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 157 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字福富字五本柳〇〇番、畑 197 m²、同じく〇〇番、畑 95 m²、同じく〇〇番、田 806 m²、同じく〇〇番、田 366 m²、同じく〇〇番、田 711 m²、同じく〇〇番、畑 92 m²、同じく〇〇番、畑 76 m²、同じく〇〇番、田 615 m²、計 2,958 m²です。

譲渡人は、千葉縣市川市宮久保〇丁目、千葉県の〇〇さんです。譲受人は、佐賀市天神〇丁目、〇〇さんです。

転用目的は、建売分譲住宅です。

転用の事由は、申請農地は水利施設がなく、現在、耕作者がおらず、譲渡人は遠方に居住しており、管理が難しいため売却し、譲受人が建売分譲住宅を整備したいとのことです。

事業または施設の概要は、建売分譲住宅（13 棟）3,645.22 m²、通路 810.64 m²です。宅地同時利用となっています。

位置及び影響等は、東側が道路・畑・宅地・ため池、西側が道路・畑・宅地・ため池・田、南側が道路・畑・宅地・ため池・田、北側は水路・畑・宅地・ため池です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、当初から農振除外がなされています。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、16 ページから 17 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に建売分譲住宅 13 棟の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、

転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。ここは県道沿いで農振除外地ですので宅地化されるのはやむを得ないと思いますが、現況は田ですし価格はどれくらい設定されているか教えてください。

事務局長 農地の売買価格は、10a 当たり〇〇円です。整地に要する経費は〇〇不動産が負担します。

○番 もうひとつは、近隣の方の承諾はもらっているのでしょうか。

事務局長 周辺農地への影響と、区長、生産組合長の同意はいただいております。

○番 先ほど、前回の集合住宅の分、許可がおりましたと言われたでしょう。あれは地元の方の同意書がありましたよね。これはしなくていいのでしょうか。

事務局長 前回の件は、地元から区長さんへ、区長さんから私共へと、事前に要望書が届いたわけですが、この案件については、特にそういうものが届いたということはございません。

○番 それは、付けてもいいし、付けなくてもいいということでしょうか。

事務局長 あるかないかの問題で、特に地元がこれについてどうだとかいう話をされてきたことはありません。

○番 これは地元の話してないかわかりません。付けなくてはいけないという決まりはあるのですか。

事務局長 それはありません。

○番 〇〇不動産が付けなくてはならないのではないですか。

事務局長 同意書を付けるのは求められてはいませんが、排水対策は、県のほうに提出するにありますので、ご相談されたりとかはあるのではないのでしょうか。

○番 しかし、あとから知らなかったとならないようにしないと、なぜ農業委員会は認めた

のかということになります。

事務局長 前回のケースは初めてのケースで、道路のこととか反対をされて、区長さんからの話であったわけですが、通常、今までの集合住宅建設というものについて要望書等の提出はあっていません。

○番 だから地元の人には知らない方がほとんどだと思います。不動産屋さんが同意書を地元の人からもらうのが本当だと思います。問題がないようにしてください。

事務局長 そうですね。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 157 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 157 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 158 号 =

議長 続きまして、議案番号第 158 号、4.「令和元年白石町農用地利用集積計画（9号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 158 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（9号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は4件となっております。

整理番号の1番、買い手は遠江搦の〇〇さん。売り手は長崎市の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字遠江搦〇〇番、田の1筆で3,506㎡。利用目的は米・麦・大豆・玉葱・蓮根。所有権の移転時期は令和元年9月6日、支払期限は令和元年12月27日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は88,967㎡です。認定農業者です。

整理番号の2番、買い手は新観音の〇〇さん。売り手は長崎市の〇〇さん。土地の表

示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で1,810㎡。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は令和元年9月6日、支払期限は令和元年9月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は94,632㎡です。認定農業者です。

整理番号の3番、買い手は北区の〇〇さん。売り手は佐賀市の〇〇さん。土地の表示は、大字福富字中直江〇〇番、田の1筆で1,497㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は令和元年9月6日、支払期限は令和元年9月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は35,092㎡です。

整理番号の4番、買い手は廻里の〇〇さん。売り手は高町の〇〇さん。土地の表示は、大字戸ケ里字一本谷〇〇番、田の1筆で7,912㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は令和元年9月6日、支払期限は令和元年10月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は156,841㎡です。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから6ページにかけて51件、7ページから8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が19件、合わせまして70件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が66件、使用貸借権設定が5件となっております。そのうち新規が30件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが19件で、再設定は40件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが41件です。今回の利用権の総面積は420,999㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが1件、個人によるものが50件、農地中間管理機構によるものが19件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は17件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、70件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。〇番〇〇委員については、退席をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第158号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 158 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 ○番〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員、着席)

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについても、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 158 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 158 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 159 号～第 164 号＝

議長 つづきまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 159 号から 164 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 159 号。申し出農地の表示。大字遠江字満江搦〇〇番、田の 6,945 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字遠江〇〇番地、太原上の〇〇さんです。申請理由は、その他の農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 160 号。申し出農地の表示。大字廿治字吉村谷〇〇番、田の 1,738 m²、大字遠江字八平〇〇番、畑の 10,175 m²、同じく〇〇番、畑 2,706 m²、計 14,619 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、新昌の〇〇さんです。申請理由は、遠方で後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、19 ページ、20 ページをご覧ください。

議案番号第 161 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 1,966 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。申請理由は、高齢による農地の処分です。議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

議案番号第 162 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 479 m²、同じく〇〇番、畑 3,130 m²、計 3,609 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

議案番号第 163 号。申し出農地の表示。大字廿治字吉村谷〇〇番、田の 2,138 m²、大字築切字一本黒木〇〇番、田 165 m²、同じく〇〇番、田 145 m²、計 2,448 m²です。吉村谷〇〇番、一本黒木〇〇番については農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、唐津市菜畑〇〇番地、唐津市の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、23 ページ、24 ページをご覧ください。

議案番号第 164 号。申し出農地の表示。大字辺田字竜子田〇〇番、田の 1,766 m²、同じく〇〇番、田 2,816 m²、大字辺田字中田〇〇番、田 1,719 m²、同じく〇〇番、田 280 m²、計 6,581 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、大阪府貝塚市王子〇〇番地、大阪府の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、25 ページ、26 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 159 号から議案第 164 号まで 6 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 159 号から議案番号第 164 号までご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 159 号から 164 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。

議案番号第 159 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 160 号。

○番 吉村谷○○番は、○番と○番委員でお願いします。
八平○○番、○○番は、○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 161 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 162 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 163 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 164 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 159 号は○番○○委員と○番○○委員、160 号は○○番は○番○○委員と○番○○委員、○○番と○○番は○番○○委員と○番○○委員、161 号は○番○○委員と○番○○委員、162 号は○番○○委員と○番○○委員、163 号は○番○○委員と○番○○委員、164 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 159 号は○○、160 号は○○、161 号は○○、162 号は○○、163 号は○○、164 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしく願います。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

＝議案番号第 165 号＝

議長 続きまして、6.「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題といたします。議案番号第 165 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 165 号

申出農地は、大字堤字船野〇〇番、畑 600 m²です。

農振農用地区域外、圃場整備の有無も地区外です。

申出者は、福岡市中央区大濠〇丁目、福岡県の〇〇さん（持分 1/3）です。

平成 30 年 7 月 17 日付けで白石町空き家バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第 3 条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、27 ページをご参照ください。28 ページには現地の写真も添付しています。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 8 月 28 日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申出された農地は、申出者他 2 名が所有する住宅の西側に隣接する農地で、現在は作物など作付けされていない状況です。申出地は非農地に囲まれた圃場整備も実施されていない狭小な畑であり、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われます。このようなことから、特例農地の指定については適当であるものと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 165 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 165 号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 （事務局より報告事項を行う）
① 合意解約の報告
② 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）
① 第10回農業委員会総会の日時及び場所
② 農地パトロールについて
③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時07分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員